

歯・口腔の健康づくり推進条例（仮称）に関する政策立案等検討会設置要綱

（設置）

第1条 歯・口腔の健康づくり推進条例（仮称）について検討するため、「議員の提案する政策に係る条例等の支援業務について」（平成17年5月13日各会派会長会議の申し合わせ事項）に基づき、政策立案等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会は、歯・口腔の健康づくり推進条例（仮称）の制定に向けた調査検討を行い検討結果について議長に報告する。

（委員の定数及び各会派割当て）

第3条 検討会の委員の定数は11人とする。

2 検討会の委員の各会派割当ては、自由民主党4人、自由民主党新生会2人、民主・連合の会1人、公明党1人、県政クラブ1人、日本共産党1人、社会民主党・新政クラブ・会派とことん・草の根から1人とする。

（会長及び副会長）

第4条 検討会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、検討会において互選する。

（会長及び副会長がともにならないときの互選）

第5条 会長及び副会長がともにならないときは、議長が検討会の招集日時及び場所を定めて、会長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

（会長及び委員の職務代行）

第6条 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を行う。

2 委員に事故があるときは、その委員の属する会派は代理出席させることができる。

（招集）

第7条 検討会は、会長が招集する。

（定足数）

第8条 検討会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

（庶務）

第9条 検討会の庶務は、政務企画室において処理する。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。